

情報公開審査会答申の概要

答申第 996 号（諮問第 1657 号、第 1658 号及び第 1659 号）

件名：非違行為報告書の提出について等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 9 月 3 日

2 原処分

令和 2 年 10 月 15 日（一部開示決定）

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、別表 1 から別表 3 までの 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、各表の 3 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 11 月 25 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 9 月 14 日

5 答申

令和 4 年 2 月 28 日

6 審査会の結論

県教育委員会が、本件行政文書の一部開示決定において、各表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 27 年度の愛知県立学校並びに愛知県内の市町村立小学校及び中学校における体罰に関する報告書として、県教育委員会が作成又は取得した文書であり、当審査会において本件行政文書を見分したところ、その構成及び内訳は別表 1 から別表 3 までの 1 欄及び 2 欄に掲げるとおりであると認められる。

実施機関は、別表 1 から別表 3 までの 3 欄に掲げる部分のうち、加害職員の所属及び前所属、氏名及び名字、生年月日及び所属が特定できる部分、校長の所属、氏名、名字及び印影、関係職員の氏名及び名字、作成者の氏名及び印影、加害職員が所属する学校の市町村の名称、市町村教育委員会の印影、電話番号及び FAX 番号、市町村教育委員会の次長の氏名、発信者の所属及び氏名、文書番号、生徒の住所、氏名、イニシャル及び生年月日、個人の学校での状況並びに警察署の名称（以下「加害職員の所属等」という。）、診断書、受傷を示す写真、個人の体調及び病歴、生徒に関して分かる部分、教員の前歴が分かる部分、休暇に関する部分、生徒の家族の状況並びに謝罪文（以下「診断書等」という。）並びに個人の病歴及び生徒の家族の状況（以下「個人の病歴等」という。）を条例第 7 条第 2 号に、被処分者の申立書及び校長の意見（以下「被処分者の申立書等」という。）を同条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、加害職員の所属等、診断書等、個人の病歴等及び被処分者の申立書等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

(7) 加害職員の所属等について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、加害職員の所属等には、加害職員、加害職員の所属する学校の学校長、体罰を受けた児童及び生徒その他の特定の個人を識別できる情報が記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

この点、審査請求人は、特定の個人を識別することができるものとは、モザイクアプローチによった場合でも、特定の個人を識別することが、相当程度の蓋然性をもってできる場合のみをいい、「特別な手段方法」「特別な調査」で取得できる他の情報と関連付けることで特定の個人を識別することができる「可能性」があるというにすぎない場合は除かれ、「特殊な知識の持ち主が長時間かけて上記関連情報と照合して検

討を加えない限り、特定の個人を識別することができない場合は含まれない」のである等としたうえで、教委名などは当然のこと、被害児童生徒を特定しうる情報以外の学校名、校長名、加害職員名などを開示されるべきである旨主張している。

確かに、特定の個人を識別するにあたり照合する「他の情報」として、審査請求人のいう「特別な手段方法」や「特別な調査」で取得できる情報まで含めてしまうと、不開示とする情報が歯止めなく拡大してしまうおそれがあり適切ではない。

しかし、条例は、何人にも開示請求権を認めており、プライバシーを中心とした個人の権利利益は何人との関係でも保護されるべきであるといえることから、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手しうる情報のほか、同じ学校の児童や生徒、同僚、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解するのが相当である。

本件では、加害職員が担任をしているクラス名、担当する教科名及び部活動名といった情報は開示されているところ、実施機関は県内の教育にかかる統計資料や、教員名簿等が記載された資料を一般に公開しており、本件行政文書において開示された情報を前提とすれば、仮に加害職員が所属する学校がある市町村名が判明すると当該学校名が判明するおそれがあり、当該学校名が判明すれば、同じ学校に勤務又は通学する同僚教師又は児童及び生徒といった当該学校について一定の情報を有している者であれば、加害職員等の個人を識別することは可能である。

(イ) 診断書等、個人の病歴等及び被処分者の申立書等について

診断書等及び個人の病歴等には個人の負傷の状況、個人の病歴等が、被処分者の申立書等には被処分者である加害職員自身の心情、非違行為の事実経過等が詳細に記載されており、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

(ウ) したがって、加害職員の所属等、診断書等、個人の病歴等及び被処分者の申立書等は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

(ア) 同号ただし書ハ該当性について

本件行政文書は、県教育委員会への体罰事案における報告書であるところ、実施機関によれば、これらの文書は体罰を行った教員等に対する懲戒処分及び指導上の措置（以下「懲戒処分等」という。）の検討を行う前提として、当該体罰の事案が記載された文書であり、本件行政文

書に記載された加害職員は、全てが懲戒処分等の対象となったとのことであった。したがって、本件行政文書は、体罰に関する事実関係とともに、体罰を行った加害職員に対する懲戒処分等を検討し、相当程度の蓋然性をもって懲戒処分等を行うための情報が記載された文書であるといえ、本件行政文書において加害職員を識別することができる情報を開示すると、当該職員が任命権者から懲戒処分等を前提として調査検討され、相当程度の蓋然性をもって懲戒処分等を受けることが明らかになると認められる。

また、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、実施機関が管理している職員の懲戒処分等に係る文書としては、通常、非違行為報告書並びに懲戒処分等に係る審査表及び処分原議（以下「審査表等」という。）といった一連の文書が存在しており、「非違行為について分かる文書」や「懲戒処分等に係る文書」といった開示請求がなされた場合、これらの一連の文書を特定した上で、懲戒処分等を受けた職員が特定されないよう個人が識別できる部分を不開示とし、その余の部分を開示する一部開示決定をするとのことである。

当審査会において実施機関から提出された本件事案に係る審査表等を見分したところ、審査表等には、懲戒処分等の内容とともに、懲戒処分等の対象となった事案の概要が記載されており、体罰に係る報告書と照合することにより、容易に事案を結び付けることができることが認められた。このため、仮に本件行政文書において加害職員を識別することができる情報が開示された場合には、審査表等において開示された記載内容と照合することにより、特定の職員が懲戒処分等を受けたことが明らかになると認められる。

職員が任命権者から懲戒処分等を前提として調査検討され、その結果、相当程度の蓋然性をもって懲戒処分等を受けることや、実際に職員が懲戒処分等を受けたことは、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきであるから、私事に関する情報の面を含み、同条ただし書ハには該当しない。

この点、審査請求人は、最高裁判所平成 15 年 11 月 21 日判決においては、公務員の個人情報とされたのは、「職員が停職処分により特定の日に出勤しなかったことを示す情報」であり、公務員法上の「懲戒処分」であって、それにあたらない、より軽い「訓告」や「注意」といった事実上の処分までも「懲戒処分「等」」にあたるとは判示していないと主張する。しかし、地方公務員法上の懲戒処分に至らない服務指導上の措置も、非違行為を前提として当該非違行為を行った者に対する不利益な評価を示す点においては同じであり、また、当該最高裁判決においては、確かに、単に「懲戒処分」についてのみ言及されているものの、そ

これは、当該判決においては懲戒処分に係る情報が問題となったからであり、他の服務指導上の措置について否定するものではないと考えられることから、審査請求人の主張は認められない。なお、審査請求人が自ら引用する大阪高裁平成 23 年 2 月 2 日判決においても、地方公務員法上の懲戒処分と「職務上の義務違反に対する監督上の措置である訓告、厳重注意及び説諭」とを併せて「懲戒処分等」として判示している。

このほかに、本件において開示しないこととした部分について、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

したがって、加害職員の所属等、診断書等、個人の病歴等及び被処分者の申立書等は、同号ただし書ハには該当しない。

なお、審査請求人は、行政の説明責任について言及している部分もあるところ、かかる主張は、条例第 1 条に記載された「県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」という条例の目的からすれば、一般論としては是認できる。この点、本件行政文書を見分したところ、加害職員を識別することができる情報は不開示とされているものの、事案の内容がわかる部分については開示していると認められる。また、実施機関によれば、懲戒処分の公表基準では、社会的な影響が大きな事案等については、加害職員の氏名も原則として公表することとしているとのことである。このような取り扱いは、説明責任を全うしつつ個人の権利利益との調整を図る取り扱いであり、かかる観点からすれば、条例の趣旨に沿ったものであると認められる。

(イ) 同号ただし書イ該当性について

実施機関によれば、本件事案に係る加害職員の氏名は公表されておらず、かかる取り扱いは、当時適用されていた実施機関が定める懲戒処分の公表基準にのっとったものであるとのことである。当審査会において実施機関から提出された本件事案に係る加害職員の懲戒処分等に係る記者発表資料を見分したところ、懲戒処分に至らない指導上の措置については事案が公表されておらず、懲戒処分に至ったことから公表された事案については、加害職員の所属する学校名が公表されていたものの、過去のある時点において被処分者に関する情報が公表された事実のみをもって、慣行として公にされ、又は公にすることを予定されている情報であるとはできず、本件において公表された事案については、実施機関による当該公表から開示決定の時点までに既に 4 年以上経過していたことが認められたことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。

このほかに、加害職員の所属等に含まれる他の個人情報、診断書等、個人の病歴等及び被処分者の申立書等が一般に公表される取扱いであるとは認められない。

よって、これらの情報は、同号ただし書イに該当しない。

(ウ) 同号ただし書ロ及びニについて

本件において開示しないこととした部分について、同号条ただし書ロ及びニに該当する事情も認められないことから、これらの規定に該当しないことは明らかである。

エ 以上により、加害職員の所属等、診断書等、個人の病歴等及び被処分者の申立書等は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、被処分者の申立書等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 被処分者の申立書等の記載内容は、客観的事実にとどまらず、体罰事案に対する加害職員及び周囲の関係者の受け止め方、加害職員及び体罰を受けた児童生徒に対する関係者の評価等にも及んでおり、外部に公にされない前提で作成されているものと解されることから、これらを公にすることになれば、被処分者、校長等の関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったりするおそれがある。その結果、正確な事実の把握が妨げられ、県教育委員会における審議、検討等に支障を及ぼすおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、被処分者の申立書等は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1 (諮問第 1657 号)

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分
文書 1 非違行為報告書の 提出について(平成 27 年 7 月 10 日付 け)	鑑文	・ 文書番号 ・ 校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	・ 作成者の氏名及び印影 ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 個人の体調及び病歴 ・ 生徒の氏名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 校長の意見
文書 2 教諭の非違行為に ついて(報告)(平成 27 年 12 月 4 日付 け)	鑑文	・ 文書番号 ・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 加害職員の氏名
	非違行為報告書	・ 作成者の氏名及び印影 ・ 加害職員の所属、氏名、生年月日及び所属が特定できる部分 ・ 生徒の住所、氏名及び生年月日 ・ 関係職員の名字 ・ 個人の病歴 ・ 生徒に関して分かる部分 ・ 生徒の家族の状況 ・ 休暇に関する部分
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 校長の意見
文書 3 非違行為報告書及 び関係書類につい て(提出)(平成 28 年 1 月 7 日付け)	鑑文	・ 文書番号 ・ 校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	・ 作成者の氏名及び印影 ・ 加害職員の所属、氏名、生年月日及び所属が特定できる部分 ・ 関係職員の名字 ・ 生徒の氏名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 校長の意見
文書 4	鑑文	・ 文書番号

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分
体罰に関する報告書（平成 28 年 3 月 9 日付け）		・ 校長の所属、氏名及び印影
	非違行為報告書	・ 作成者の氏名及び印影 ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 教員の前歴が分かる部分 ・ 生徒の氏名 ・ 個人の病歴 ・ 関係職員の名字 ・ 警察署の名称
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 校長の意見
	診断書	全て
文書 5 体罰にかかる非違行為報告書の提出について（提出）（平成 28 年 2 月 10 日付け）	鑑文	・ 文書番号 ・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 加害職員の氏名
	非違行為報告書	・ 作成者の氏名及び印影 ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 生徒の氏名 ・ 個人の病歴 ・ 生徒の家族の状況
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 校長の意見
	診断書	全て
文書 6 非違行為に関する速報（平成 27 年 4 月 21 日付け）		・ 発信者の所属及び氏名 ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 生徒の氏名
文書 7 職員の非違行為について（送付）（平成 27 年 5 月 14 日付け）	鑑文	・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称
	非違行為報告書	・ 作成者の氏名及び印影 ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 生徒の氏名及び生年月日
	校長の意見書	・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 校長の意見
	被処分者の申立書	全て

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分
文書 8 非違行為に関する速報（平成 27 年 10 月 7 日付け）	非違行為に関する速報	・ 校長の所属及び氏名 ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 個人の病歴
	診断書	全て
文書 9 教員の非違行為に係る報告書の提出について（平成 27 年 10 月 16 日付け）	鑑文	なし
	非違行為報告書	・ 作成者の氏名及び印影 ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 個人の病歴 ・ 生徒の氏名 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 校長の意見
文書 10 非違行為に関する速報（平成 28 年 1 月 27 日付け）		・ 発信者の所属及び氏名 ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 生徒の氏名 ・ 関係職員の氏名
文書 11 教職員の非違行為について（報告）（平成 28 年 2 月 8 日付け）	鑑文	なし
	非違行為申立書	・ 作成者の氏名及び印影 ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 生徒の氏名 ・ 関係職員の氏名
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	・ 校長の所属、氏名及び印影 ・ 校長の意見
文書 12 非違行為に関する速報（平成 28 年 3 月 7 日付け）		・ 発信者の所属 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 個人の学校での状況
文書 13 教職員の非違行為について（報告）（平成 28 年 3 月 14 日付け）	鑑文	・ 文書番号 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・ 市町村教育委員会の印影、電話番号及び FAX 番号
	教職員の非違行為について（報告）（平成 28 年 3 月 11 日付け）	・ 文書番号 ・ 加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・ 校長の所属、氏名及び印影

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分
	非違行為報告書	・作成者の氏名及び印影 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・生徒の氏名 ・個人の病歴 ・加害職員が所属する学校の市町村の名称 ・市町村教育委員会の次長の氏名 ・診断書 ・受傷を示す写真 ・謝罪文
	被処分者の申立書	全て
	校長の意見書	・校長の所属、氏名及び印影 ・校長の意見

別表 2（諮問第 1658 号）

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分
中学部 2 年男子生徒への不適切な指導の経過（平成 27 年 7 月 6 日付け）		・加害職員の所属及び名字 ・関係職員の名字 ・生徒の名字及びイニシャル

別表 3（諮問第 1659 号）

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分
文書 1 相談事項 高校・体罰について （平成 27 年 11 月 20 日付け）	相談事項	・加害職員の所属及び氏名 ・校長の名字
	体罰にかかる報告書	・作成者の氏名 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・個人の病歴 ・生徒の家族の状況
文書 2 相談事項 高校・不適切な指導について（平成 27 年 12 月 24 日付け）	相談事項	・加害職員の所属及び氏名 ・校長の名字
	体罰にかかる報告書	・作成者の氏名 ・加害職員の所属、氏名及び生年月日

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分
文書 3 相談事項 高校・不適切な指導 について（平成 28 年 2 月 4 日付け）	相談事項	・ 加害職員の所属及び氏名 ・ 校長の名字 ・ 個人の病歴
	体罰にかかる報告書	・ 作成者の氏名 ・ 加害職員の所属、前所属、氏名及び生年月日 ・ 個人の病歴 ・ 生徒の家族の状況
文書 4 相談事項 高校・体罰について （平成 28 年 3 月 3 日付け）	相談事項	・ 加害職員の所属及び氏名 ・ 校長の名字 ・ 警察署の名称
	体罰にかかる報告書	・ 作成者の氏名 ・ 加害職員の所属、氏名及び生年月日 ・ 警察署の名称